

令和7年度東京都税制調査会第5回小委員会

令和7年10月2日（木）14：30～15：24
都庁第一本庁舎33階 特別会議室N6

【齋藤税制調査課長】 本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。
ただいまから、「令和7年度東京都税制調査会第5回小委員会」を開催させていただきます。
本日の小委員会は、既にお送りしております報告の案文を御参照いただきながら、御意見をいただければと存じます。
なお、飯島委員、小西委員、関口委員、高端委員、土居委員、宮本委員は、所用のため、本日は欠席されております。

それでは、今後の進行につきましては、諸富小委員長にお願いいたします。

【諸富小委員長】 皆様、こんにちは。
本日は、「令和7年度東京都税制調査会報告」の案文について御検討いただきます。
先日の第4回小委員会でいただきました御意見を踏まえて、池上会長とともに報告の案文を修正いたしました。

本日は、修正箇所を中心に御検討いただきます。

まず、事務局から、前回の小委員会から修正した箇所について説明をお願いいたします。

【齋藤税制調査課長】 前回の第4回小委員会では、素案に対する多くの御意見ありがとうございました。会長、小委員長と調整し、変更しております。

それでは、ページ順に黄色でマーキングしております主な変更箇所を御説明いたします。

まず、2ページです。下から三つ目のポツ、「なお」から始まる文章について、書きぶりを調整すべきという御意見を踏まえ、前後のつながりなど文意が分かりやすくなるよう記述を変更しております。

続いて、その次の文に記述している「適切なエビデンス」が何を指しているのか不明瞭という御意見を踏まえ、「これらに関する」を追加しております。

次に、3ページです。最後のポツですが、令和6年の地方自治法改正の補充的指揮権の導入は望ましいことではないという御意見を踏まえ、「今、必要なのは」としていたところ、「むしろ必要なのは」と、後ろに続く記述を強調する意図で変更しております。

次に、5ページの最後から6ページにまたがる箇所です。昨今の減税論に向き合う文章が必要であるという御意見を踏まえ、「昨今、負担軽減のみを強調する議論もみられるが、社会保障、教育、安全、環境、公共インフラ等、国民・住民の生活に必要な行政サービスのための財源を安定的に確保する上では」と変更しております。また、「給付と負担の適正化」という表現が時勢に合っていないという御意見を踏まえ、「これらを支えるための負担が不可欠である。」という記述に変更しております。これに伴い、要約も変更しております。

次に、8ページです。二つ目のポツですが、まず、非正規雇用者比率について、令和6年の年平均が公表されていましたので、「36.8%」に更新しております。続いて、「若年層」としていた箇所を、御意見を踏まえ、「就職氷河期世代をはじめとして」に変更しております。また、「労働条件が劣る」という箇所の記述がやや分かりにくいという御意見を踏まえ、「収入、雇用保険・健康保険の加入率等の面で正規雇用に比べて条件が劣る」という記述に変更しております。

次に、9ページです。「支援が必要な世帯だけでなく」という記述がかえって読みにくくしているという御意見を踏まえ、その記述を削除しております。

次に、12ページです。一つ目のポツですが、「現在と将来世代との間の公平」を、御意見を踏まえ、「世代間公平」に変更しております。

同じく12ページの最後のポツですが、「我が国のプレゼンス向上につながる」としていたところ、脱炭素化自体に意義があり、あえて記述する必要はないのではないかという御意見を踏まえ、「速やかな移行が必要である。」と変更しております。

次に、20ページです。サンプル調査以外にも乖離が推測される根拠があるという御意見を踏まえ、20ページの2行目に「等」を追加しております。これに伴い、要約も変更しています。

次に、21ページです。都の独自調査の結果を下から二つ目のポツに追加しております。

次に、23ページです。マイナンバーの付番には慎重な検討を要するという御意見を踏まえ、上から二つ目のポツの最後にお書きで当該意見を追加しております。

次に、24ページです。冒頭に「税収帰属地を適正化することに異論はない」と記述していましたが、19ページのイの冒頭で同じ主張をしていることから削除しております。

次に、25ページです。冒頭の二つのポツですが、第4回小委員会での御議論を踏まえ、移行措置の例として二つの意見を追加するとともに、「税の帰属地を変更するという重大性に鑑みれば、より住所地課税に近い方法を模索することが重要」という考えを改めて追加しております。

次に、31ページです。(課税の公平)という部分ですが、もともと(垂直的公平性)という小見出しだしたが、水平的公平の観点からも問題があるという御意見を踏まえ、冒頭にポツを一つ追加し、水平的公平の観点を追加するとともに、小見出しお(課税の公平)に変更しております。

次に、38ページの最後のポツですが、御意見を踏まえ、より正確に伝わるよう表現を変更しております。これに伴い、要約も変更しております。

次に、44ページです。下から二つ目のポツですが、元の文章では税負担の税目の例を示していましたが、前の箇所でも記述していることから、その記述を削除しております。

次に、54ページです。二つ目のポツですが、中小法人における軽減税率の適用等の措置について、最近の税制改正を反映すべきという御意見を踏まえ、本文に「一般に」を追加するとともに、脚注に例外の取扱いを追加しております。また、同様に、同じページの四つ目のポツの文末に脚注を追加し、税制改正の内容を補足しております。

次に、60ページです。都の財政需要を示した方がよいという御意見を踏まえ、一つ目のポツに、「都が直面する主な財政需要としては、社会保障関係経費、公共インフラの維持・更新経費、防災・減災対策経費等があげられる。加えて、他の道府県にはない消防、上下水道及び首都警察としての業務を遂行するなど、都特有の財政需要もある。」を追加しております。

次に、68ページです。最後のポツですが、保有車両の規模縮小の根拠となる委託調査を脚注に追加しております。

次に、76ページです。「③G P Sの不具合等への対応」について、オドメーターの不正に対しては社会的な抑止力が期待できるという御意見を踏まえ、当該意見を追加しております。

同じ76ページです。最後のポツの三行目ですが、御意見を踏まえ、「諸外国の事例も参考にしながら」を追加しております。

次に、77ページです。三つ目のポツですが、営自格差と軽自格差について、これまでの都税調報告で留意していた視点を追加しております。

次に、83ページです。一つ目のポツの三行目ですが、「社会保険料が伸び悩んでいるのに対して、税等による公費負担は」としておりましたが、「社会保険料が伸び悩んでいる」という書きぶりは誤解を招きかねないとい

う御意見を踏まえ、当該記述を削除し、「そのうち」と変更しております。

次に、92ページです。下から二つ目のポツですが、建設業界でも人材不足は深刻であることを踏まえるべきという御意見を踏まえ、最後に「この状況は、建設業界でも同様である。」と追加しております。

最後、同じく92ページです。最後のポツですが、御意見を踏まえ、「地方自治体間の連携」を追加しております。これに伴い、要約も変更しております。

長くなりましたが、事務局からの説明は以上です。

【諸富小委員長】 前回の議論を受けて検討を行いまして、元の案のまま残っている部分もございますが、できる限り御意見を反映したつもりです。

それでは、御意見のある委員は、御発声または挙手機能で合図をお願いします。分野は特定しません。

佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 まず、5ページから6ページのところです。例の減税ポピュリズムへの対応ですが、この記述では普通の人は納得しないだろうと思うのです。社会保障にとって大事な財源だというのはこれまで繰り返し言ってきてていることですが、国民がそれで納得していないのが現実です。

例えれば、これは税制ではないのですが、一方では、教育であれ、公共インフラであれ、受益の見える化やアウトカム評価なども併せてやっていくことが求められるというのと、社会保険料も含めて、現役世代の負担の高さは是正していかなければいけない。これはⅢで全世代型社会保障への転換の記述があるので、こういったところも併せてやって、国民、特に現役世代からの理解を求めていくというのがないと、支出があるのだから負担しろと言っているだけのように聞こえてしまうので、それだと今の時代において果たして十分対応できているかとやや疑問に思います。

それから、ふるさと納税のところですが、「廃止」という言葉は少し強いと思っています。37、38ページに書いていますが、「『ふるさと納税』廃止後」というよりは、結果的に同じことを言っているのかもしれません。「『ふるさと納税』に代わる」とか「寄附金税制の在り方」にしておいた方がいいのではないか。都税調としてはずっと言っているのは理解しているが、既にあるものなので、現状から変えていくって最終的には本来の姿に戻していくというところだと思います。いきなり最初に「廃止」を言い過ぎるのはハードルを上げているのではないかという気がいたしました。

それから、44ページはよく分からぬのですが、「二地域居住等実施者には、一定の税負担を求めているため」というのは、固定資産税などを払っているということかと理解しているのですが、これは税制上のインプリケーションは何なのだろうということについて、この表現だけではよく分からぬ。分からぬなら「分からぬ」と書いた方がいい気がしています。例えば、「二地域居住等の実施が今後の税制に与える影響は不確定なので、それを注視していかなければいけない」の方が個人的には素直かなという気がしたということです。

あとは、60ページの偏在是正のところです。細かいのですが、社会保障関係経費はどこの自治体でも発生していることなので、「都特有の」と言わされたら、インフラ関係であるとか、防災、まさに首都警察とかだと思うので、社会保障関係経費を入れると、それはどこの自治体でも同じだという反論が出てくる気がするというのが一つ。

IVでせっかく公共インフラの話をしているので、それにつながるように、特にこれから公共インフラの需要が伸びるので、こういったものに対して法人二税は大事な財源になるのではないかぐらいのことは言っていいのではないかという気がしました。

それに関わって、公共インフラの財源のところに、具体的にああでもないこうでもないといろいろ言っていますが、もし東京都として言いたいのであれば、例えば、「法人二税も重要な財源として考えられる」とか、そういうことはきちんと言っておいていいかなと思います。

最後です。92ページに「自治体間の連携」と書いていますが前回の小委員会で、埼玉や千葉の話をしたからだと思うのですが、「広域連携」、「広域行政」という言葉の方が正しいと思います。東京都を中心とした広域行政といえば、千葉、埼玉、神奈川が入ってきますので。「連携」と言うと距離感が出てこないので、「広域連携」、「広域行政」といった言葉の方がしっくりくると思いました。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

他にはいかがでしょうか。

金井委員、どうぞ。

【金井委員】 早めに退席するので発言させていただきます。前回言いそびれたのですが、公共インフラで税が必要になるというのはそのとおりなのですが、上下水道のように併せて料金にはね返っているものが多くて、そこについて税を投入するということを考えていかないとなりません。下水道料金とか水道料金が非常に高くなることが、東京では考えられないかもしれません、一般論としてはあるので、公営企業形態によるインフラというの、全国的にはかなり問題になっているというのを、やや広げて触れた方がいいのではないかという気がします。

これは、以前、社会保障に関して、社会保険料を税制調査会あまり議論していなかったのですが、ある段階から両にらみでやらないと駄目だろうということで連動するように変わってきたのです。インフラに関しては、料金収入制といいますか、独立採算とは言いませんが、公営企業で行っている状況でも、結構深刻な問題になっていますので、ここは目配せをして、公共料金で回収できないものは税金を入れざるを得ないというかなり深刻な事態になり得るということを追記していただければと思います。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

続きまして、小林委員、どうぞ。

【小林委員】 まず、利子割のところをお願いします。19ページです。黄色く塗られている「等」を入れていただきたいということで、「家計調査に基づいて」というのを「家計調査等に基づいて」に変更することによって、修正後の構造としては、国は家計調査等に基づいてるべき税収帰属地との乖離が生じていると推測しているということで、家計調査だけを根拠にしているわけではないという形になったわけですね。

「信頼性が低い」とも書いてありますが、当該調査は信頼性が低いということで、信頼性が低いのはあくまで家計調査だということになっているわけで、るべき税収帰属地との乖離が生じていることについて信頼性が低いとまでは言っていないということで、前回の私の指摘に御対応いただいたと受け止めています。

もう一步踏み込むかどうかというところなのですが「家計調査等」と入れた家計調査以外の部分が何かというと、課税データに基づく推測ということになりますので、そこはある程度信頼性が高いと私は思っています。データの信頼性もそうですが、それ以上に実店舗を持たない金融機関については本店所在地で納付するという制度上の問題に起因する話ですので、その規模が決して無視できない大きさになっているということが信頼できるデータに基づいて定量的に示されていると私は考えていますので、その部分に限定して清算制度を導入するという考え方には合理性があると思います。ですので、清算制度の導入を全否定するよりは、そういう手段もあり得ると主張する方がよいのではないかと私は考えていますが、皆さんがその必要はないと考えるのであれば、報告書の内容はこのままで結構ですというのが一点目です。

もう一つ、偏在是正措置の話で、60ページです。先程も御説明がありましたが、大都市には膨大な財政需要があるというだけではなく、その具体的な中身を記述していただいたということですが、その後は変わっていないので、基本的な構造は変わっていないわけですね。東京都特有の財政需要もあるけれど、「税制を検討する際に

は、税収と財政需要の双方の観点を踏まえるべき」、「地域間の財源の不均衡の調整は地方交付税制度で行われるべき」ということがこの後に書いてあり、地方交付税制度の存在意義は肯定しているわけですね。

その後に続いて「地方交付税等による財政調整後的一般財源ベースでみれば」と書いてあるわけですが、地方交付税の財政調整機能というのは人口一人当たりの一般財源額で評価するのが適当であるという主張をしているに等しいことになると思うのです。要するに、財政需要を考慮する地方交付税制度を許容する以上は、財政需要がどれだけあって、それに対して財政収入がどれだけあるのか、財政収入によって財政需要がどれだけ満たされているのかということで評価するのが適当なので、そういう意味では人口一人当たりの財源で評価するというのは本来不十分なのですね。人口一人当たりの財政需要がどの地域でも一定だということであれば、それでいいのですが、そうではないとすると、財政需要を考慮した評価指標が本来は必要になります。

その上で、地方交付税には、前回、不交付団体問題という言い方をしましたが、いわゆる非負制約、マイナスにはならないという問題がありますので、これによって財政調整というのは交付団体と不交付団体の間では行われないのですね。交付団体の間でのみ行われることになるので、「不均衡の調整は交付税制度で行われるべき」ということであれば、本来は非負制約を撤廃し、負の交付税を導入すべきという主張をするのが妥当だろうと思います。偏在是正措置はそれに代わる手段なので、負の交付税はある意味この問題への直接的な対応策であり、偏在是正措置は間接的な対応策ということになるので、負の交付税がいいのか、それとも現在のような偏在是正措置がいいのかというのを本来はきちんと議論すべきなのだろうと思います。

今回、小委員会の場でこの議論はしておらず、今まで議論してきたことを記述しているのだと思いますが、報告書の素案を検討するタイミングで出てきているので、このタイミングでそのような大きな議論はできないということになるかもしれません。そうであれば、この議論は来年度の論点として正面から議論すべきではないかと思います。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

皆様、一通り御意見を伺いたいと思います。

阿部委員、どうぞ。

【阿部委員】 51ページの（法人実効税率）の内容ですが、二つ目のポツの部分について申し上げます。特に「租税回避行為を惹起する懸念もある」の表現についてですが、学説上、租税回避には二つの類型があるとされております。一つは、「合理的または正当な理由がないのに、通常用いられない法形式を選択することによって、通常用いられる法形式に対応する税負担の軽減または排除を図る行為」とされています。もう一つは、「租税减免規定の趣旨・目的に反するにもかかわらず、私法上の形成可能性を利用して、自己の取引を、それを充足するように仕組み、もって税負担の軽減または排除を図る行為」とされています。そのため、この記述の箇所では「租税回避行為」という語を用いるよりも、その前半にある「租税負担の軽減を図る行為」という表現にとどめても良いのではないかと感じました。

それから、全体の文章が少し長いので、例えば二行目については「『ターゲットを絞った政策対応』を推進しつつ税率を引き上げる場合は課題がある」、又は「問題点があるとされている」とし、「例えば」でつなげてもよいのではないかと思いました。最後の部分では、「等を踏まえれば」を「以上の点から」とまとめた方が、より読みやすいのではないかと思ったところでございます。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

松行委員、どうぞ。

【松行委員】 公共インフラのところですが、特にどこといったことではなく、全体的なことになります。

先ほど、上下水道や料金収入のあるインフラも含めた方がいいというお話をありがとうございましたが、今回、小委員会で議論したのが道路でしたので、特にこういった話が出てこなかったのですが、公共インフラの維持管理・更新の費用がこれからどんどん掛かっていくという話の背景の中には、高度成長期に一気に公共インフラを整備し、それが老朽化してきたと記述がありますが、もう一つ、今後公共インフラに投資をしていかなければいけない理由としては、災害の激甚化があると思います。今まで、道路について特に議論をしていましたので、あまりそういった議論はなかったと思いますが、公共インフラ全体として考えると、今後投資をしていかなければいけない背景として、災害の激甚化への対応があるということをどこかに記述した方がいいのではないかと思いました。

以上になります。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

鴨田委員、どうぞ。

【鴨田委員】 8ページの「所得格差に対応した税制」の二ポツ目のところで、「非正規雇用は収入、雇用保険・健康保険の加入率等の面で正規雇用に比べて条件が劣る」となっているのですが、雇用保険・健康保険の加入率というのは、非正規の方でも週20時間とか月4分の3以上働いてれば加入できるので、ここで決めつけるのは読んでいて違和感がありました。

あと、9ページに、「DX等を推進し」と簡単に「DX」という言葉が入っていますが、どんなところでという具体的なところを少しでも記述していただきたいということです。

それから、21ページ、利子割のところで確認です。三ポツ目、三行目の「東京都のシェアは20.9%から30.1%であった」という「20.9%から30.1%」は、例えば、金融機関が複数あるから、金融機関のうちの一番シェアが少ないので20.9%で、そうではないのが30.1%なのか、この辺りが読んでいくと入ってこなかったところでした。

あと、ふるさと納税のところですが、これは私も佐藤委員の意見に賛成で、例えば37ページの黄色く修正したところで、「『ふるさと納税』廃止後」とか、38ページの一番下の行の「『ふるさと納税』廃止後の寄附金税制の在り方について」と、あまりにも強調しあげている。地域に密着して、産業などを促進するために役立っているところもあるので、ここをあまり強調するよりは、限度額の上限を設けたり、特例控除の割合を引き下げるという制度上の問題を是正するという形の方がいいのではないか。あまり「廃止後」と決めつけるのもどうかと思いました。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

では、今まで出た御意見等について、会長からコメントをいただければと思います。よろしくお願ひします。

【池上会長】 ありがとうございました。

前回、多くの御意見をいただき、それに対して修正を図ってきていたわけですが、素案の順番にコメントをさせていただきます。「負担軽減のみを強調する議論も見られるが」というところは、今回新しく書いております。ただ、それを受けた文章は、もう少し説得力のある文章に変えた方がいいのではないか、足した方がいいのではないかという御意見がありました。こういう文章に変えたことについては評価をいただいたと思いますが、より積極的に書けないかということだと思いますので、そこは今いただいた御発言も参考にしつつ工夫をさせていただきます。

次に、8ページの雇用保険・健康保険の加入率のところです。これは、修正するときに確かに統計を見た気がするのですが改めて確認させていただきます。

DXについても具体的に例を挙げた方が分かりやすいのではないかという御意見かと思います。これも工夫できるかどうか、考えさせていただきます。

利子割についても、いろいろと文章は修正しておりますが、全体として、来年度の税制改正に向けて何もするなど言っているわけではない、そういうことではないのだろうと思います。

21ページの20.9%、30.1%は何の数字だということを書かないと分からんだろう、もっと詳しく書いた方がいいのではないかという御示唆もいただきましたが、前回の委員会で都が調査したことをここで書き足しているのです。こういう調査はそんなに時間がかかることではないだろう。早急に調査を行い、もっと実態に近い、清算制度と言っていいのかどうか分かりませんが、そういう制度を早急に導入すべきだという意味で書かれているのだと思いますので、そういう趣旨が分かる表現になっているかどうかを確認させていただきます。

ふるさと納税について、佐藤委員と鴨田委員から、37、38ページのところでご意見をいただきました。前回の委員会で、分科会を設置し、寄附金税制の在り方についてこれから時間をかけて議論していくことを御承認いただきました。それを書くために書いた箇所です。「ふるさと納税の廃止を含めた抜本的な見直し」というのは去年の報告に書いたことで、その方針は変わらないと思うのですが、あまりにも廃止、廃止と何度も書くのはどうかということです。ここは書かなくても別に中身は変わりませんので、そういう意味で37、38ページに関しては表現を工夫させていただきたいと私としては思っております。

二地域居住のところも、今の御発言を受けて、どういう書き方がいいのかについて、更に考えさせていただきます。

そして、51ページの「租税回避行為」という言葉はなくてもいいのではないかという御意見がありました。ここは、前にある言葉、「減税措置を利用しやすい大規模法人による租税負担の軽減を図る行為」だけあれば、「又は租税回避行為」という言葉がなくても話は通じるのではないかという御意見だったかと思います。御意見の意図は分かりましたので、特に記述がなくても文章の趣旨が変わるものでもないと思いますので、考えさせていただきます。

それから、60ページの法人課税のところです。都特有の財政需要の強調の仕方について、もっと都固有の財政需要を強調して書いた方がいいのではないかという御意見がまずありましたので、そこを考えさせていただきます。

もう一つは、地方交付税に関するです。地方交付税については、前回申し上げたとおり、少なくとも東京都税制調査会としては、従来から今ある地方交付税制度については肯定的に評価していると思います。ただし、61ページで、「財政調整後の人口一人当たり一般財源の額でみれば」、「都の数値は全国平均程度である」というのは、これは別に地方交付税制度を適用した後の人口一人当たりの一般財源額が同一であるべきだと書いているわけではなく、単に事実を述べているだけです。もちろん、御存じのとおり、それこそ財政需要とか規模の経済とかいろいろな要素がありますから、それらを考えて、そこに違いが出てくること自体は、少なくとも私はそれをおかしいとは思っておりません。その点を申し上げておきます。

その上で、この前お話ししたとおり、全ての団体が交付団体になってしまう制度がいいのかと言われると、そこはいいとは思っておりません。そういう意味での完全調整ということがいいとは思っておりません。

あとは、インフラのお話です。インフラに関しては何ページとはなかなか言いづらいのですが、一つありましたのは、財源として法人関係税を強調するという御意見です。もちろん公共インフラの維持管理・更新が必要だという点については、ここでは意見が一致していて、それに対していろいろな財源が必要だということで、新たな財源として法人関係税をそれに充てる、あるいは新たな課税ということについても、前回御発言があったと思います。地方税は基本的に普通税ですから何に使ってもいいのですが、ここで公共インフラの話をしたのは、東京都に限られませんが、東京都も特に公共インフラ関係の財政需要が大きいことから、それを支えるためにも地方税が必要なのだということを言っております。法人関係税も含めてという意味をどこかに書ければ、意味はあるだろうと思いますので、その点を工夫させていただきたいと思います。

それから、上下水道をはじめとする公営企業には繰出基準というのがあり、一般財源といいますか、税財源といいますか、そういうものが投入されているというのは、制度上そうなっており。その中で、現状の公共インフラ、つまり、公営企業として行われている公共インフラに対して、従来の制度における料金制度で足りない部分に税財源をより投入していくべきではないかという御意見があつたと思います。

ここについては、今御発言いただいたばかりで、議論をしてきたわけではないので、はつきりそう書けるかどうかは難しいのですが、公営企業ですから料金で運営されている公共インフラに関しても完全独立採算ではないということは当然ですので、一般会計からの繰り出しの仕方を変えれば当然、税財源は増えることになります。そういうところの検討が必要だということは言えるのかもしれません。そういうことが言えるかどうかについて考えていただきます。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

事務局からも補足説明など、何かございましたら御発言いただければと思います。

【宮崎税制調査担当部長】 データ的に幾つか確認すべきというところもあったかと思いますので、そこは事務局としても確認をしていきたいと思っております。

【諸富小委員長】 一通り皆様に一旦お聞きして、会長からも皆様の御意見に対するお答えをさせていただいたのですが、追加で、あるいは池上会長のお答えに対してまた更に御意見等がございましたら御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

【酒井委員】 先ほどコメントの機会を逃しましたので、二点ほど私からコメントさせていただきます。

39ページの(3)二地域居住等と税制に関してです。二地域居住を行う者に対して、住民票のない地域に住む、あるいは生活するといったケースで、一定の税負担があるとして固定資産税や地方消費税などの言及がありますが、今回の報告書では個人所得課税と位置づけられており、議論の流れも見まして一貫した議論とするには、特に個人住民税についてはどうあるべきなのか、都税調の立場を言及しておく必要があるのではないかと思っております。

ここでもう一度、受益と負担という観点からは、そこに滞在する期間で割り振りするのが原則ではないかということです。ある地域で生活する間は、住民としてサービスをその地域で受けているのですから、「地域社会の会費」という観点からも、日数割とか、世帯が2分の1ずつでも地域で生活しているのなら2分の1ずつの納税とか、そういうことが筋ではないかと考える次第です。技術的には難しいと思っていますが、そこにあることでの会費というのであれば、そういう形で個人住民税を負担していくのが原則論にならないか。そこを起点に議論を始めるべきではないかと思っています。

都税調として何を原則としてどう税負担を求めるべきか、素案を読ませていただくとそれが見てこないというところで、まだまだ動向を見ている段階ということで、先ほど佐藤委員が冒頭おっしゃったとおり、まだ分からぬという立場なのかと思っています。

個人住民税については、14ページの最初のところで、現行法上1月1日の居住地で住民税を課しているということについても、生活の場と納税の場が一致しないということは常々起こっているかと思います。ただ、利子割のところで強調されていた住所地課税という原則を、日数で割り振ったりということをやると、またその関係でもぐらぐらした議論になってしまふのかもしれません、人の動きが大きくなる中でどうあるべきなのかということが、都税調としての立場というか、どう税負担を求めていくかというか見えていない中で、ただ、まずは現状の流動的な議論をうまく整理して提示できているのはよいと思いました。

続きまして、61ページ、企業版ふるさと納税です。個人のふるさと納税のところで記述する方が位置として分かりやすいのかなと思いつつ、この場所でということでいきますと、これについてコメントさせていただきます。

地方税の原則から外れた税ということで、廃止すべきとの提言については基本的には賛成です。ただ、雑駁に言えば、CSRとか企業の社会貢献を促すきっかけになつたり、ひいては国内投資の拡大につながつたりすることもあるうということで、評価される点もないわけではない。そういうたメリットに触れる必要はないのかと思いました。ふるさと納税では、29ページで若干触れているのです。バランスのよい記述ということはここでは考えなくてよいのか、新参者としては気になりました。

租税特別措置は原則から離れた例外的な措置ということで、必要がなければ廃止されなければならないといったものが継続して延長措置ということになっていますので、政策上、必要と判断されたベネフィットがあるということについて言及しなくていいのか、廃止するならそういったベネフィットは代替的にどう打ち出していけるのかということを検討しなくてよいのかといったところに疑問があります。

問題点も既に適切に触れていただいているところで、重なる点もありますが、私がここでコメントするまでもないのかなと思いますが、せっかくですので二点指摘させていただきます。

一つ目が、本来税金というのは民意に基づいて使われるべきであるのに、個人ではなく企業が寄附を通じて資金の使途に影響を与えることがこの制度を通じて可能となってしまっており、民主的な財政運営が損なわれる可能性があるという点についても問題があると考えます。

この制度は、特に中小法人にとっては資金的に難しく、資金力のある大企業が使える制度ということです。この点は、法人税法37条の1項における基本的な扱いについても同様に言えるところで、資本や所得の多い企業がたくさんこういった寄附金についての損金算入の範囲が広がる。こういった辺りは、合理的な制度なのかが問われるところです。

第二に、悪用事例についても適切に記述いただいております。法人税法上の寄附金の扱いに関連して、法人税法の37条3項1号においても同様な規定があり、企業の場合には、受益がある場合は優遇規制を行うという、この辺りは制度廃止という提言がなされていますが、制度廃止前にも、例えば、制度の透明性や監視体制の強化、大口寄附の場合の利益還流といった悪用防止のための利用制限に関するガバナンス改善についての法改正は必要ではないのか。その辺、もしかすると加筆の必要があるのかと思いました。

長くなつて申し訳ありません。当方からのコメントは以上となります。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

他には御意見はございませんでしょうか。

もしなければ、会長から今の酒井委員の御意見に対してコメントをお願いいたします。

【池上会長】 酒井委員、ありがとうございます。

まず一つ、二地域居住について、ここは個人住民税の話をしているはずだから、個人住民税の分割の可能性、できるかできないかといったことに触れた方がいいのではないかという御意見かと思います。

これについては、都税調として積極的にこうしろと言ってはいないというのはそのとおりで、今の報告書案ですと43ページの後半に、これは別の目的のためにつくられたものですが、2007年度に「ふるさと納税研究会」で行っていた議論、それから、44ページ、総務省の「個人住民税検討会」でも、これはなかなか難しい、あるいはこれから検討するとされているところをここで紹介するにとどめているというのが現状であります。そこから更に、都税調として踏み込んだ議論をしていないというのはそのとおりなので、あまり詳しいところまでまだ議論できていないというのは御指摘のとおりです。

それから、企業版ふるさと納税について、基本的に廃止論ということについては御支持いただいたと思います。ただし、悪い点とともに、CSRを含めて企業にとってプラスの側面もあるのではないかというところも書いておいた方がいいのではないかという御意見かと思います。こちらは書き方のバランスになりますので、検討させていただきたいと思います。

それから、廃止の前にも、急に廃止といつてもそう簡単に実現しないだろうから、個人版のふるさと納税に関するいろいろ見直し案をここ数年ずっと書いておりますので、廃止に向けた道筋を示すことが必要不可欠ではないかという御指摘かと思います。ただし、この段階でどう書けるのかというのはなかなか難しいところがありますので、確定的なところを申し上げられませんが、検討させていただきます。ありがとうございます。

【諸富小委員長】 他に、追加で御意見のある方、もしくはまだ御意見をおっしゃっていない方、挙手をいただければ指名させていただきます。

特段なさそうですかね。

ありがとうございました。

では、皆様の御意見も尽きたようですので、これにて、今日の修正案に関する議論は終了とさせていただきます。

私から一点だけ。金井委員から料金と税金の関係の問題提起をしていただきました。この問題は、もちろん今年度は議論していないので本文の中に入れられないのですが、確かに重要な問題で、上下水道とか、今後、公共インフラの老朽化に伴って発生してくる費用をどうするか、あるいは維持更新・管理コストをどうやっていくかという場合に、料金でやるのか、税金でやるのか、今は両方ですよね。繰り出して一般財源からも入れていますし、同時に料金を取っている。

どんどん税金が入っていくという御意見をいただきましたが、他方で、もっと独立採算性を高めていく方向性もあるので、それに伴って様々な分配影響も出てくるでしょうし、そもそも公共インフラを税で負担するのがいいのか。利用者に対する個別サービスなのだから料金で取るのが原則だというのは、世銀でもずっと独立採算が原則だという話はありますよね。

その中で、インフラの維持管理・管理の費用について、一定の負担を都民に広く求めていくべきなのか、利用者、受益者負担の観点から、独立採算で料金で原則していくべきか、どちらに立つかによって大きく分かれていくという気がいたします。

いずれにしましても、そういう議論はやっていないですが、今後重要なになってくることから、来年にそういうた議論も併せてやっていくべきではないかと思いました。直接、案文修正に関わる部分ではないですが、論点として今日出てきた点では重要だったかと思います。 以上です。ありがとうございました。

本日いただきました御意見や今後の国の動きなどを踏まえ、改めて案文修正の検討を行っていきたいと思っております。

なお、修正につきましては、池上会長と私にお任せいただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、皆様の御了承をいただきましたので、必要な修正を行った上で、報告案として総会の場に諮ることにしたいと思います。

最後に、事務局から今後の日程などの説明をお願いいたします。

【齋藤税制調査課長】 本日の議事録につきましては、報告公表後、東京都税制調査会のホームページにて公表いたします。掲載前に発言内容の確認をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、今後の日程についてお知らせいたします。

報告の取りまとめに向けて、今後、総会を2回開催したいと存じます。

第2回総会は10月23日木曜日、16時45分から、第3回総会は11月10日月曜日、11時から開催させていただきます。会場につきましては、都庁第一本庁舎7階大会議室を予定しております。

事務局からは以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

それでは、本日の議題を終了いたします。

お忙しい中、御参集をいただきまして、ありがとうございました。

これをもちまして、「令和7年度東京都税制調査会第5回小委員会」を閉会とさせていただきます。

—— 了 ——